

平成28年8月9日

各位

会社名 株式会社フード・プラネット
代表者名 代表取締役社長 アンドリュー・ネイサン
(コード：7853 東証第二部)
問合せ先 経営企画室長 綿貫 涼子
(TEL. 03-4577-8701)

(開示事項の経過)

株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ及び 第三者割当による第8回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成28年6月9日付「株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ」（以下、「平成28年6月9日付プレスリリース」といいます。）にて、株式会社レッド・プラネット・ジャパン（以下、「RPJ社」といいます。）の連結子会社である株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下、「RPF社」といいます。）等の株式を取得することを内容とする株式譲渡基本合意書（以下、「本件合意書」といいます。）の締結について、また平成28年6月14日付「（開示事項の経過）株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ」以下、「平成28年6月14日付プレスリリース」といいます。）にて、RPJ社およびRPJ社以外のRPF社の株主7名（以下総称して「RPF社少数株主」といいます。）と正式に株式譲渡契約書を締結したことをお知らせするとともに、RPJ社保有株式の譲受けに関しては、RPJ社の株主総会の決議によってRPJ社保有株式の譲渡が承認されることがその実行の前提条件となること、また、RPJ社との株式譲渡契約に基づく株式譲渡が実行されること等を条件として、各RPF社少数株主保有株式を取得する予定であることをお知らせしておりました。

その後、平成28年6月29日付「子会社の異動確定（株式会社レッド・プラネット・ジャパン社の臨時株主総会における株式譲渡の承認）以下略」でお知らせのとおり、RPJ社株式譲渡が承認されたことを受けて、当社では各株主と株式の譲受手続きを進めておりましたが、平成28年7月初めになり、RPF社少数株主の1名（以下「A株主」といいます。）が、すでに同意し、締結した株式譲渡契約における条件での譲渡を進める意思がなく、譲渡を実行しない意向であることが明らかになりました。そのためA株主が保有する株式の譲渡手続きがなされず、一部の株式の取得が完了していない状態となっておりますため、「開示事項の経過」としてお知らせいたします。なお、A株主の保有比率は2.7%であり、この株式が取得できていないことによる当社の経営におよぼす影響は軽微です。

また、平成28年6月28日付「第三者割当による第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下、「平成28年6月28日付プレスリリース」といいます。）において開示した資金調達によって得た資金の資金用途についても変更が生じたので合わせてお知らせいたします。

1. 株式譲受手続き及び資金用途の変更の経緯並びに現状について

当社では、平成28年6月14日付プレスリリースのとおり、RPJ社およびA株主を含む7名のRPF社少数株主と株式譲渡契約書を締結いたしました。

各少数株主との交渉については2016年5月に株式譲渡契約書の案を送付し、確認および意見を求めました。各少数株主から受領した意見は最終版の株式譲渡契約書に盛り込まれ、すべての少数株主に、この契約書が最終版であることを明記の上送付されました。それらの株式譲渡契約書に同意の上署名されたものは2016年6月9日までに当社の手元に届いており、この時点ですべての株主からの署名された契約書が当社にありました。

一方で、A株主は弊社がRPF社を取得する以前にRPF社との間で金銭消費貸借契約を締結し、RPF社に対して運転資金の貸し付け230百万円を行っていた債権者でもありました。当該債務については、RPJ社とサイモン・ゲロビッチ氏が連帯保証人となっており、返済期限は平成28年5月31日でした。しかしながら、RPF社の資金繰りの状況からRPF社およびその親会社であるRPJ社は債務返済期日の前からA株主に対して返済繰り延べ交渉を行っていましたが、期日に返済を行うことができませんでした。当該未払い債務については、RPF社譲渡交渉のなかで明らかにされており、当社のその他の債務と同様に資金調達によって取得する資金の使途に盛り込まれておりました。

A株主は株式譲渡契約の条件に合意し、平成28年6月9日に署名した株式譲渡契約を当社に提出したため、当社はすべての株主からの株式譲渡契約を受領したうえで、平成28年6月14日に株式譲渡契約を締結し、その旨を開示を致しました。

A株主との債務繰り延べ交渉は6月を通してRPJ社CF0である王生氏との間で行われており、その中で株式譲渡契約に関しても、A株主からすでに契約書に署名したにも関わらず、条件を承諾したくないとの意向が王生氏を通じて出されました。しかし、平成28年6月28日付プレスリリースにおいて資金使途とその優先順位を開示した時点では、当社としては、まだA株主とは合意できていなかったものの、分割返済等何らかの債務返済の繰り延べ及び、契約通りの株式譲渡の条件に従ってもらうことが可能であると考えておりました。

その後、平成28年7月初めになり、A株主が締結した株式譲渡契約における条件での譲渡を進める意思がないことが明らかとなりました。その時点において、当社として方針を検討した結果、RPF社の2.7%の株式を取得するためにかかる費用及び時間を考えるとその利益が大きいとは考えられないため、当社としてA株主に対して締結した株式譲渡契約の履行を求める等の法的措置は行わないことといたしました。その他の少数株主は6月9日にすでに署名した株式譲渡契約にもとづいて手続きを進めていること、またA株主の保有比率は2.7%であり子会社の異動に影響を与えないこと、またRPF社及び当社の経営に対する影響が軽微であることもその判断の理由です。

平成28年7月11日になり、A株主から当該金銭消費貸借契約に基づき強制執行を行う旨の連絡を受けました。仮に強制執行が行われれば、当社としてすでに取得したRPF社の資産が差し押さえられる可能性があります。その場合はRPF社が破たんする可能性があり、仮にそうなった場合、当社は主要事業を喪失することとなり、破綻を余儀なくされることが予想されました。そうした事態に至るのを防ぐには、強制執行自体を阻止するほかなく、平成28年7月14日付でRPF社より新株予約権の発行及び行使により調達した資金を用いて、A株主への債務180百万円の返済を行いました。

また、当社におけるその他の至急の支払のための原資として、RPJ社より平成28年7月14日付、平成28年9月29日返済期限、利率7.0%の条件で、30百万円の融資を受けております。

なお、上記のとおりA株主の株式の保有比率は2.7%であります。RPF社の主要株主（株式保有比率61.2%）であったRPJ社は平成28年6月29日付の開示「子会社の異動確定（株式会社レッド・プラネット・ジャパン社の臨時株主総会における株式譲渡の承認）以下略」にて開示しております通り、RPJ社の臨時株主総会の決議を経て、株式会社RPF社の株式譲渡をすでに完了しており、A株主が保有するRPF社株式の譲受けを完了できないことが当社の経営に及ぼす影響は軽微であると考えております。

2. 調達資金の資金使途優先順位の変更に関する件について

「平成28年6月28日付プレスリリース」において、当社は新株予約権の発行による資金調達についての開示を行い、その調達資金の使途について、当該開示文書7ページ以降に記載しておりました。

上記「1. 株式譲受手続きの経緯および現状について」に記載のとおり、RPF社における債務の強制執行を回避するために、A株主への債務180百万円を資金調達直後に返済いたしました。これは、上記開示文書7ページに記載の(2) 調達資金の具体的な使途<本新株予約権発行による調達資金>の表（以下に再掲）のうち、iii) 取得予定の子会社未払金及び借入金の返済に該当するものです。以下に再掲した表のとおり、資金使途についてはi～vに分類したうえで、A株主への借入金返済はiii) 取得予定の子会社未払金及び借入金の返済に含め、5回にわたる分割返済を予定しておりました。

「平成28年6月28日付プレスリリース」開示時点では、5回にわたる返済が可能であるとの認識のもと、注記3に記載のとおり、資金使途の優先順位は以下表のi～vの記載の順としておりました。しかしながら上記の事情によりやむを得ず、i) 当社及び当社連結子会社運転資金、未払金等 に記載の使途への充当が完了しない段階で、iii) 取得予定の子

会社未払金及び借入金の返済のうち、RPF社の運転資金として借り入れた借入金180百万円について、当初予定の5回にわたる分割返済ではなく、一括返済することとなりました。

(平成28年6月28日付開示資料 再掲)

(2) 調達資金の具体的な用途

<本新株予約権発行による調達資金>

	具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
i	当社及び当社連結子会社運転資金、未払金等	435,000,000	平成28年7月～平成29年6月末(予定)
ii	取得予定の子会社運転資金	61,083,970	平成28年7月～平成29年6月末(予定)
iii	取得予定の子会社未払金及び借入金の返済	698,855,759	平成28年7月～平成28年12月(予定)
iv	取得予定の子会社の設備投資(店舗開発費等)	275,500,000	平成28年9月～平成29年3月末(予定)
v	フード事業におけるライセンスの事業譲受のM&Aに関する費用	1,353,194,411	平成28年7月～平成29年6月末(予定)
合計		2,823,634,140	

※1. 本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、上記用途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断して参ります。

なお、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当して参ります。

2. 調達した資金を予定時期に支出する予定ですが、支出の実行までは、当社名義の銀行口座において安全に管理いたします。

3. 手取金の用途の優先順位は、上記i～vの記載の順です。

4. 資金用途の具体的な内容は、下記のとおりであります。

(再掲終わり)

3. 今後の見通し

① 株式の譲受について

上記に記載いたしましたこの間の状況の推移により、当社として、平成28年6月14日付で締結したA株主との間の株式譲渡契約については、株式取得目的とした法的措置等における費用対効果の観点から、解除いたします。現時点においては、今後A株主との新たな契約の締結に向けて交渉をすることは考えておりませんが、将来的には交渉を行う可能性があります。ただし、上述のとおり、A株主の株式の保有比率は2.7%であり、この株式譲渡の有無が当社の経営に及ぼす影響は軽微であると考えております。

② 資金使途およびその優先順位について

「平成28年6月28日付プレスリリース」において開示しております資金使途については、前述の借入金返済の他に、平成28年6月30日付で当社がRPJ社より取得した後の取引先との折衝の状況から、緊急性が高いと認識されるものが含まれていること等が新たに判明したため、現在精査中です。確定次第、改めて開示いたします。

以上